

## 第2期教育振興基本計画に盛り込むことが考えられる事項（青少年教育関係）（案）

## 青少年教育関連部分

現行の教育振興基本計画		第2期教育振興基本計画に盛り込むことが考えられる事項（案）	
政策目標	平成20年度からこれまでの主な取組と課題	主な政策課題（案）	施策の方向性（案）
<p>○放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり</p> <p>○体験活動・読書活動等の推進</p>	<p>○青少年の体験活動に関する国、地方、民間の役割と連携の在り方、地方における体験活動の推進のための支援策や青少年教育施設のあり方等について検討（平成23年2月「今後の国立青少年教育施設の在り方について（報告書）」（別紙P1）を取りまとめ）。</p> <p>【参考】</p> <p>青少年の自然体験をめぐる状況（別紙P2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな木に登ったことがない H10：43% → H21：52%</li> <li>・キャンプをしたことがない H10：38% → H21：57%</li> <li>・海や川で泳いだことがない H10：10% → H21：30%</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」の検討状況等を踏まえ、方向性の定まったものについては、第2期計画に位置付けることが必要。</p> <p>○「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子ども読書活動推進計画」の策定率向上に向けた普及啓発活動の実施。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成20年3月11日閣議決定）において、本計画期間中（平成24年度中）に50%以上の市町村において「子ども読書活動推進計画」が策定されるよう取組を促しているが、平成22年度末時点で46%にとどまっている。（別紙P3）</p>	<p>○青少年の体験活動推進のための環境の整備</p>	<p>○東日本大震災を教訓とし、非常時を想定した体験型の防災教育について、プログラムの開発や行政・民間団体・ボランティアなど多様な主体が一体となって推進する仕組みづくりを進める。また、震災後に避難所やボランティアの拠点として様々な支援を行った国立青少年教育施設について、地域の防災拠点としての機能を一層強化する。</p> <p>○国立青少年教育施設における指導者養成、調査研究、プログラム開発・普及等、青少年教育のナショナルセンターとしての機能をさらに強化するとともに、民間団体や企業など多様な主体が参画する「新しい公共」型管理運営など、効果的・効率的な施設運営を進める。</p> <p>○青少年教育施設と学校・地域との連携強化や青少年教育施設・青少年教育団体相互のネットワークづくりを促進する。</p> <p>○体験活動における安全の一層の確保を図るため、青少年教育施設が中心となり、指導者及びボランティアの養成や情報共有・職員研修・連絡体制の整備等を推進する。</p> <p>○近年、「内向き」との指摘もある我が国の青少年が国際社会で活躍できる能力や感覚を育成できるよう、青少年の国際交流を推進する。</p> <p>○社会全体で体験活動を推進する機運を醸成するため、保護者や学校教育関係者等に対し幅広く体験活動への理解・関心を深めるための取組を推進するとともに、社会において体験活動の成果が評価されるような仕組みづくりについて検討する。</p> <p>○幅広く青少年の体験活動を推進するため、草の根レベルの民間団体の活動に対して、継続的に支援を行う。</p> <p>&lt;前回の分科会における主な御意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「リフレッシュ・キャンプ」について、参加した前後で子どもがどのように変わるのか、また、阪神・淡路大震災のときとどのように異なるのか、というようなデータを揃えて比較する姿勢が必要。</li> <li>◆幼児期や小学校低学年の子どもたちは、知らない人と寝起きを共にするとストレスがたまってしまう。例えば、小学生低学年の子どもたちは、体育館などで週に1回寝袋で寝ることや、キャンプ生活をするなどを経験しておかないと、いざ災害が起きた時に対応できないのではないかと、このような観点からの体験活動の見直しが必要。</li> </ul>

		<p>○子どもの自主的な読書活動の推進</p>	<p>○読書活動は子どもの健やかな成長に不可欠なものであることにかんがみ、子どもの自主的な読書活動を推進するための環境整備を図る。  ○地域における子どもの読書活動の推進体制が整備されるよう、市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を一層促していく。  ○新しい公共の担い手でもある読書ボランティア活動を通じた地域づくりのための場や情報の提供を行うとともに、民間団体の活動に対する支援を行い、子どもの読書活動のより一層の促進を図る。  ○国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深め、この活動を推進するため、特色ある優れた取組を行っている民間団体等の表彰を引き続き実施するとともに、「子ども読書の日」に関する全国的な啓発広報を推進する。</p>
<p>○青少年を有害環境から守るための取組の推進</p>	<p>○平成20年12月に、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の一部改正が施行され、出会い系サイトによる被害児童数は減少しているが、平成22年中において、出会い系サイト以外のコミュニティサイトで事件にあう児童が1,239人、児童ポルノ事犯による被害児童が618人と、インターネットを利用した犯罪に巻き込まれる児童が多数存在。※ここにいう「児童」とは、満18歳に満たない者を指す。  【参考】  「出会い系サイト等」に関係した事件等の被害児童数（別紙P4）  ・出会い系サイト H20：724人 → H22：254人  ・コミュニティサイト H20：792人 → H22：1,239人  児童ポルノ事犯の被害児童数 H20：338人 → H22：618人  （別紙P5）</p> <p>○このような現状を踏まえ、有害情報等から青少年を守るための取組体制の構築、普及啓発活動の実施、必要な調査研究等を推進している。また、平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（別紙P6）や同年6月に策定された基本計画（別紙P7）にのっとり、特に携帯電話のフィルタリングサービスの普及や、青少年がインターネットを適切に利用できるよう情報モラル教育及び啓発活動を、関係府省や事業者等と連携して推進している。  【参考】  子どもが使用している携帯電話のフィルタリング利用（別紙P8）  H21：48.2% → H22：59.6%</p> <p>&lt;課題&gt;  携帯電話のフィルタリング利用率は年々増加傾向にあるものの、フィルタリングを利用していない携帯電話を通じた非出会い系サイトに起因する青少年の犯罪被害は急増しているなど、更なる対応が求められていることから、引き続き上記の取組を進めるとともに、青少年が携帯電話以外のスマートフォンや携帯ゲーム機・地デジ対応テレビなどインターネットに接続できる機器を利用する上での課題とその対策などについて、緊急に調査研究を実施する必要がある。</p>	<p>○青少年を有害情報から守るための取組の推進</p>	<p>○青少年が、人格形成に悪影響を及ぼす性的・暴力的な情報に晒される事態や、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じて犯罪やいじめ等に巻き込まれる事態を防ぐため、保護者及び青少年に対し、フィルタリングサービスの普及や情報モラル教育の推進等を図る普及啓発活動を実施する。  ○携帯電話・スマートフォンの普及等により、インターネットへの接続がより容易になっている現状を踏まえ、その実態把握や、利用に当たってのルールやマナーに関する普及啓発等について、学校、地域、民間団体、他省庁等と連携しつつ、取組を一層強化する。</p>